

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年10月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100590号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100101号

第1 結論

1 請求者のA社における平成30年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年4月から同年8月までの標準報酬月額については、53万円から56万円とする。

平成30年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成30年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年4月から同年8月までの標準報酬月額については、59万円とする。

平成30年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年4月1日から同年9月1日まで

請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は53万円と記録されているが、雇用契約書兼労働条件通知書によると、給与は月額56万円と記載されている上、給与明細書により、標準報酬月額56万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を56万円に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構の回答により、請求者は、事業主から届出されるべき報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額より低い標準

報酬月額に見合う厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められるところ、厚生年金保険料額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、56 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 4 月から同年 8 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 給与明細書及び日本年金機構の回答により確認できる請求者の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び日本年金機構の回答により確認できる本来の報酬月額から、59 万円とすることが必要である。

なお、平成 30 年 4 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100410 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100100 号

第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の B 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月 3 日から昭和 58 年 12 月 1 日まで
② 昭和 60 年 8 月 26 日から平成 7 年 3 月 16 日まで
③ 平成 7 年 3 月 16 日から平成 8 年 5 月 1 日まで

A 社に勤務した請求期間①及び②並びに B 社に勤務した請求期間③の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。平成 18 年頃に、C 社会保険事務所 (当時) に横長の給与明細書を提出したが、コピーはとっていなかった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、A 社は平成 7 年 3 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る商業登記簿謄本において監査役である請求者は、当該期間に係る資料を保有していない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間①及び②に係る給与額及び給与からの厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、請求者は、A 社の経理、社会保険担当者は既に亡くなっている旨陳述しており、請求者が同社の顧問として名前を挙げた税理士及び弁護士に照会したところ、いずれも同社に係る資料は残っていない旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、請求者の A 社における請求期間①及び②に係る標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な処理は見受けられない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②

について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間③について、B社は平成8年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は既に亡くなっている上、商業登記簿謄本において監査役である請求者は、当該期間に係る資料を保有していない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間③に係る給与額及び給与からの厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、請求者は、B社の経理、社会保険担当者は既に亡くなっている旨陳述しており、請求者が同社の顧問として名前を挙げた税理士及び弁護士に照会したところ、税理士は同社については知らない旨陳述しており、弁護士は同社に係る資料は残っていない旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、請求者のB社における請求期間③に係る標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な処理は見受けられない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。